

浄水場水源井戸での1,1,1-トリクロロエタンの検出状況

東京都・大阪府が行った1,4-ジオキサンの実態調査により、一定濃度（30 µg/L）を超えたとして平成14年度に公表がなされた浄水場の水源井戸における1,1,1-トリクロロエタン濃度は、下表のとおり、いずれも水質基準値（0.3mg/L）の1/10を下回る値であった。

なお、1,1,1-トリクロロエタンの調査は、水道法に基づく定期検査によるものである。

1,4-ジオキサンが30 µg/Lを超えた浄水場水源井戸での1,1,1-トリクロロエタン濃度（平成14年度）

	浄水場	1,4-ジオキサン (µg/L)	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)
東京都	A	38	<0.03
	B	36	<0.03
大阪府	C	93	<0.03
		259	<0.03
	D	820	<0.03

- 1 米国環境保護庁の研究により、30 µg/Lの1,4-ジオキサンを含む飲料水を一生涯飲み続けたときの発ガン性のリスクは 10^{-5} 以下とされていることから、一定濃度の目安としたもの。
- 2 東京都は年1回、大阪府は年5回（平均値）の定期検査による測定値。